

# 勝浦市農業委員会会議録

## ( 5月定例会 )

平成28年5月23日(月曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1番 吉野茂子	2番 末吉光	3番 数金清美
4番 谷敏夫	5番 浅野香太郎	6番 佐藤衛
7番 藤江義博	8番 滝口裕都	9番 高旨粧一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 中村泰輔 書記 瀧口智大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

議案第5号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

第3 報告

報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

第4 その他

○会長(高旨粧一) それでは皆様方、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中を農業委員会の会議開催案内を通知致しましたところ、皆様方には大変お忙しい中を全員の方にお集まりをいただきまして、誠にありがたく厚く御礼を申し上げます。

水田等見てみますと、概ね大きな面積を耕作しておられる方を除いては、一段落をしたというような状況が見受けられます。

また、田植えの後非常に良い好天に恵まれて水稻の稲作も概ね順調に推移をしているようで、これから先の稲作の伸長が期待される訳でございます。

一方、熊本地先をテレビ等で拝見いたしますと、まだまだ被災されておられる方が多数おられるということで、本当にお見舞いを申し上げたいと思います。

農業経営を行っております熊本地先の農家の方々、畜産農家の畜舎の倒壊だとか、あるいはハウス園芸をやっておられる方、ハウスの被害だとか、またあの水田経営、稲作経営を営んでおられる方、水田の亀裂等が生じて稲作づくりも非常に困難をきたしていると、用排水路施設も崩壊して、思うように田んぼ等に水が入らないというようなことで、非常に熊本地先、あるいは大分地先の農業者経営を営んでおられる方につきましては日々大変なご努力が強いられているというように伺っております。

そういった事を考慮いたしまして、実は千葉県農業会議の方から熊本地先への義援金等の要請が入っております。

後ほど、中村局長さんの方から事細かにご説明がありますので、ひとつ農業委員の皆様方も、ぜひともひとつご協力をいただければ非常にありがたいというように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

今日は、非常に盛りだくさんの案件がございます。

どうかひとつ慎重審議をしていただければ、非常にありがたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

非常にまとまりませぬ挨拶になりましたけれども、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(高旨粧一会長) それでは、本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

只今から、平成28年勝浦市農業委員会5月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知をお願いしたいと思います。

○議長(高旨粧一会長) それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、3番数金清美委員及び4番谷敏夫委員を指名いたします。

よろしくお願いをいたします。

○議長(高旨粧一会長) 日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局より説明を求めます。  
中村事務局長、お願いします。

○事務局長(中村泰輔) 説明します。

農地法第3条の規定は、農地の権利移動の制限であり、農地を農地のまま権利を設定し又は移転しようとするものでございます。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は上野の田、512平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきまして譲受人は、申請地を買い受け規模拡大をしたいとし、譲渡人は、農業をしていないため売り渡したいとして申請がなされたものであります。

申請位置は、上野小学校から●側約●●●メートルの地点となります。

以上で説明を終わります。

○議長(高吉粧一会長) 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、5番の浅野香太郎委員、お願いをいたします。

○5番(浅野香太郎委員) はい。

それでは、ご報告いたします。

申請の概要及び許可要件は、事務局の説明どおりでございます。

許可要件について確認したところ、平成25年9月に農地法第3条の許可により取得した農地が、耕作されておりませんでした。

これは、農地法第3条第2項第1項に該当致しますので、許可出来ないものと思われま

す。  
申請者には、当該農地を速やかに農地として利用出来る状態にするよう指導致しましたので、本来であれば不許可の所ですが、来月の総会まで結論は保留としていただけますよう、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長(高吉粧一会長) ありがとうございます。

只今、浅野香太郎委員からご報告があったとおりでございます。

担当委員の報告を終わらせていただきまして、これより質疑に入りたいと思います。

ご質疑はございませんか。

はい、末吉委員。

○2番(末吉光委員) ちょっとわからないけど、平成25年に何が出てる。

○事務局長(中村泰輔) 経緯を説明いたします。

今回の土地は上野の字原田という土地の申請であるんですけども、平成25年の9月に同じ上野ですけども場所の違うところをですね、3条許可で取得しているんです。

それで、その場所が荒れておりまして耕作されておられませんので、農地法ですね、3条第2項第1号というのは、全部効率利用要件ということで、取得する土地、持っている土地全てを効率的に利用しないといけないという規定があるんですが、それに該当するということになるという説明でございますので、通常であれば許可ができないということなんですが、一旦保留にして再度ですね、申請者にその旨を告げてその部分が解消されたならば、翌月に再度審議されたいというような今の発言の内容ということです。

○2番(末吉光委員) 保留をする訳ですか。

○議長(高吉粧一会長) 事務局、説明を求めます。

○事務局長(中村泰輔) はい。

保留でいかがかというご発言です。

○2番(末吉光委員) ということは、採決はしないということですか。

○事務局長(中村泰輔) 採決は保留ですということになります。

採決については、許可、不許可、保留、通常ですと却下ってあんまり無いんですけど、そのようになります。

○議長(高吉粧一会長) 末吉委員、今の補足説明でよろしゅうございますか。

○2番(末吉光委員) はい。

○議長(高吉粧一会長) 他にご質疑、ご意見等ございましたらお願い申し上げたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高吉粧一会長) それでは、質疑なしとの声ございましたので、これを持って質疑を終結いたしたいと思います。

これより、採決をいたします。

申請番号1番につきまして、本案は提案のとおり保留とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(高吉粧一会長) 挙手全員です。

よって、本案は保留とし、6月定例会にて再審議をさせていただきます。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長(中村泰輔) 説明します。

農地法第5条の規定は、農地の転用を伴う権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で、権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の2ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は松部の畑157平方メートル、農業用倉庫への転用を伴う売買による所有権移転を目的とした申請です。

施設の概要は、農業用倉庫1棟、木造トタン葺平家建29.81平方メートルです。

転用の時期は、平成28年8月1日から平成28年11月30日、資金計画は自己資金で、残高証明書により確認しております。

申請理由につきまして、譲受人は、申請地を買い受け農作業用器具を収納するための農業用倉庫を建築したいとし、譲渡人は、譲受人の希望により売り渡したいとして申請がなされたものです。

申請位置でありますけれども、かつうら聖苑から●側約●●●メートルの地点となります。

以上で説明を終わります。

○議長(高吉粧一会長) 職員の説明が終わりました。

続きまして、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番につきまして、3番数金清美委員よりお願いします。

○3番(数金清美委員) 報告します。

申請の概要については、事務局の説明どおりです。

5月21日、現地の確認調査のため申請者と面談いたしました。

申請地については、道路に面した三角土地で、概ね草刈り等実施され管理されている状態です。

申請者については、農業用機械を収納する倉庫を建築するため申請に至ったとのことです。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、隣接農地への営農条件についても影響せず、他への代替性もありませんので問題はないと思います。

資金計画についても妥当であり、簡単な整地のみで工事が可能であることから、転用の実現性は可能であると認められます。

調査の結果、許可相当として判断いたします。

皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長(高旨粧一会長) これを持ちまして、説明及び報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高旨粧一会長) 質疑なしとの声がありました。

これを持ちまして質疑を終結いたします。

これより、採決をいたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(高旨粧一会長) 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

○議長(高旨粧一会長) 次に、議案第3号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、申請番号2番につきましては、●番の●●●●委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与制限の対象となりますので、ご発言、採決ともに行きませんのでご了承願います。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長(中村泰輔) 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていますことから、勝浦市長より平成28年5月10日付けで決定を求められたものであります。

このたびの5月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画1件2,908平方メートル、再設定計画1件3,351平方メートル、合計2件6,259平方メートルです。

資料の3ページをご覧ください。

申請番号1番、植野の田2筆、延べ2,908平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成28年6月1日から10年の新規設定です。

なお、本件は農地中間管理事業に係るもので、千葉県の農地中間管理機構であります公益社団法人千葉県園芸協会が農地を借り受けるものでございます。

農用地利用集積計画の決定に併せまして、借り手側にはですね、農用地利用配分計画というものにより、貸付を行うこととなります。

こちらにつきましては、議案第4号にてご審議いただくこととなります。

続きまして、4ページをご覧ください。

申請番号2番、貝掛の田3筆、延べ3,351平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成28年6月1日から3年の再設定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(高吉粧一会長) 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高吉粧一会長) 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

申請番号1番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長(高吉粧一会長) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

○議長(高吉粧一会長) 続いて、申請番号2番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長(高吉粧一会長) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

○議長(高吉粧一会長) 次に、議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、●番●●●●委員が、議事参与制限の対象となりますので、ご発言、採決ともにできませんのでご了承をお願いします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長(中村泰輔) 説明します。

農用地利用配分計画(案)につきましては、公益社団法人千葉県園芸協会が中間管理権を設定した土地について、借り受け希望者に貸し付けを行うに当たり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により農業委員会からの意見を聴取するもので、農業委員会は、当該貸し付けが農用地の有効利用、規模拡大、分散錯圃の解消に資するものであり、他の安定的な農業経営に支障を及ぼさない事を前提に計画されているかを審議いたしまして意見を決定するものです。

本定例会でお諮りする計画案は1件で、勝浦市長より平成28年5月10日付けで意見を求められたものでございます。

計画の内容につきましては、5の2ページをご覧ください。

整理番号1番、植野の田2筆、延べ2,908平方メートル、利用内容は水田、利用権の種類は賃借権です。

期間は、平成28年6月1日から10年です。

本件につきましては、特段の問題はないと思われれますため、農業委員会の意見の案につきましては、意見なしとしております。

以上で説明を終わります。

○議長(高吉粧一会長) 職員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高吉粧一会長) 質疑なしとの声がありました。

これを持って質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

本案は、意見なしとすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)



○議長(高吉粧一会長) 挙手全員です。

よって本案は、意見なしとして回答することに決定をいたしました。

○議長(高吉粧一会長) 次に、議案第5号平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題いたします。

事務局より説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長(中村泰輔) 説明します。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正を行う農業協同組合法等の一部改正する等の法律が第189回国会において成立し、農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令及び農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令と併せ、平成28年4月1日から施行されることとなりました。

今般の改正により、農業委員会は、毎年度ごとに農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況を策定し、公表することとなっております。

このため内容について、別紙案のとおり作成することについてお諮りするものでございます。

それでは個別の内容についてご説明をします。

資料の6の1ページをご覧ください。

27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価となります。

まず1番目、法令事務に関するものでございます。

総会等の開催、公開につきましては周知しております。

こちらについては、市内に設置してある掲示板によって公告により周知しているということでございます。

改善措置については周知しておりますので、特に設定しておりません。

(2)総会等の議事録の作成につきましては、本会は作成をしております。

作成までに要する期間も概ね30日、1ヶ月としております。

議事録の内容につきましては、詳細なもので作成しております。

また、公表につきましても農業委員会の事務局の窓口及びホームページで公表を行っております。

次のページに移ります。

事務に関する点検になります。

まず(1)農地法第3条に基づく許可事務についてですが、昨年1年間の処理件数は3条申請11件でございます。

内許可が11件、不許可は0件という内容となっております。

申請に関する事実内容の確認につきましては、事務局並びに地区の担当委員さんが、現

地調査と事情聴取、調査を行いまして、それによりまして総会で審議をしているところでございます。

審議の結果と公表につきましては、議事録が詳細なものですので、そちらの内容で公表をしておるということになります。

処理期間につきましては、申請書受理から概ね20日、処理期間については平均で15日程度ということになっております。

次に農地転用に関する事務でございます。

こちらは4条、5条という申請になります。

昨年1年間の処理件数は32件でした。

事実関係の確認は3条と同じで、事務局及び地区の担当委員さんが現地調査と事情聴取をしているというところになります。

会議につきましては、事前に資料を作成して事務局と担当委員さんが報告をした上で審議をしているということになります。

審議結果の公表については、3条と同じで、議事録での公表ということになります。

処理期間については、申請書受理から概ね20日で、平均処理期間が15日ということになります。

次に6の3ページをご覧ください。

農業生産法人からの報告への対応ということでございまして、現在管内の農業生産法人は2法人ございます。

その内、この報告につきましては、毎年事業年度が終わってから内容について報告をすると規定をされておるんですが、その報告書の提出をしている法人は1法人、もう1法人につきましては督促を行っておりますが、提出は受けておりません。

その提出をしなかった理由といたしましては、会社の経営者の社長の方が急逝いたしまして、経営権の承継者が決まっていないということで、やむを得ない事情というところで提出を受けておりません。

今後の対応方針といたしましては、引き続き督促を行うというところでございます。

次に情報の提供についてでございます。

まず、賃借料調査・提供につきましては、実施状況といたしまして調査対象の賃貸借件数昨年62件ございます。

これについて情報を取りまとめまして、28年4月には、窓口での閲覧、ホームページで賃借料情報を公表しております。

次に農地の権利移動等の情報把握についてですが、権利移動の件数は48件、こちらについては取りまとめ時期が28年の3月でございます。

情報の提供については、農業委員会窓口での閲覧ということになっております。

次に農地基本台帳の整備でございます。

管内の整備対象農地が1,458ヘクタール、こちらについては、機械のシステムによる管理、整理をしております。

データの更新については、定期的に担当者のほうで更新しております。

次に6の4ページになるんですが、昨年までは、地域の農業者等からの意見聴取をしないとなっておったんですが、この4月から農業者等の意見聴取が不要ということでございますので、こちらについては全て該当ないということになります。

次に6の5、法令事務ですが、こちらは遊休農地に対する措置に関する評価ということになります。

昨年4月現在の管内の農地面積1,458ヘクタールに対しまして、遊休農地の面積は455ヘクタールでございました。

31パーセントが遊休農地であるというところでございます。

課題といたしましては、勝浦市は山間谷津田の生産性の低い農地が中心となって、長年に渡り耕作放棄地となっております。

また、有害鳥獣被害の拡大がありまして、耕作放棄地が増加傾向にあるという状況にあります。

27年度、昨年の目標につきましては、4.5ヘクタールを解消していくというところでございましたが、実績といたしましては0.93ヘクタール、達成状況は目標の20パーセント程度でございました。

これについての活動計画でございすけれども、各農家へ調査票配布による調査及び現地調査の実施ということで、年間を通じて半年程の期間で行う計画でした。

実績といたしましては、概ね計画通りの期間で活動いたしまして、調査票の配布と現地調査を行っております。

その下の部分については、該当がございませんので、1番最後のその他の取組というところでございすけれども、定期的な農地パトロールを実施したということになります。

これに対する評価の案でございすけれども、目標に対して評価というところでございますが、概ね適当であるとし、活動につきましては、活動計画に非常に近い状況で活動しておりますので、良好であるというところでいたしました。

意見については、求める必要がございませんので、5番、6番については該当がございません。

次に6の6ページ、3の促進等事務に関する評価となります。

こちらは認定農業者等担い手育成及び確保というところでございます。

昨年4月の状況でございすが、農家数は676戸、内主業農家50戸、農業生産法人数2法人、認定農業者は18経営体で、特定農業法人、特定農業団体はございませんでした。

課題といたしまして、農業従事者の高齢化や後継者不足により農業を担う者が減少しており、また、中山間地域のため小規模の兼業農家が多いことから、担い手の育成、確保を図る必要があるというところになります。

27年度の目標及び実績につきましては、目標認定農業者2経営体、実績につきましては目標2のところ1経営体が認定農業者になったというところで、達成状況は50パーセントというところになります。

(2)の目標の達成に向けた活動といたしまして、活動計画は認定農業者の候補者へ市担

い手育成総合支援協議会と連携して認定農業者への誘導を図るところです。

これに対しまして、活動実績といたしましては、対象となる農家に戸別に説明を行ったというところになります。

目標に対する評価、活動に対する評価、共に概ね適当であるというふうに付けております。

5番、6番については該当ございません。

次に担い手への農地の利用集積の評価になります。

現状につきましては、昨年4月現在管内面積1,458ヘクタールに対しまして、利用集積の面積は95.1ヘクタールでございます。

集積率は6.52パーセントとなります。

課題といたしましては、圃場整備済みの集団化した農地が少なく、小規模な農地が点在し作業効率悪い、また、担い手も限られているというところが課題となります。

27年度の目標につきましては、4.8ヘクタールを1年間で集積する。

実績は、それに対して3.2ヘクタールの新規集積を行いました。

達成状況といたしましては、67パーセントとなります。

達成に向けた活動につきましては、計画といたしましてリーフレットを活用し、農地中間管理機構を活用した貸借及び基盤強化促進法による利用権の設定の制度等の周知を実施、農地の賃貸借利用権設定期間終了後の通知と共に、再設定していただく要請を強化をするという計画になっておりまして、それに対して、中間管理機構、また利用権設定の制度の周知、それに伴いまして利用権の設定期間終了における更新通知書を対象者に配布しまして、利用権設定の誘導を図ったということになります。

目標に対する評価としては、概ね適当である、今後の農地の利用集積は推進していく、活動に対する評価の案につきましては、活動計画を上回るだけの活動をしておりますので良好であるとしております。

5番、6番については該当ございません。

次に、3番違反転用についての適正な対応というところになります。

昨年4月現在の管内の農地面積は1,458ヘクタール、違反転用面積は1.81ヘクタール、これは割合が小数点以下になってしまうので0パーセントになります。

27年度の目標と実績でございますけれども、毎年ですね、0.45ヘクタールの解消を目標にしておるところでございますけれども、実績としては0.74ヘクタールであり、目標より実績が上回ります、達成状況としましては164パーセントというところになっております。

(2)の目標の達成に向けた活動の計画といたしましては、リーフレットでの啓発、また、県との合同パトロール、通年を通じた農業委員会独自の定期的なパトロール、それにより新たな発生を予防し、違反転用者に指導して是正を図るという活動計画に対しまして、リーフレットを農業者へ配布し周知しまして、県との合同パトロール及び定期的に農地パトロールを実施しました。

また、事務局及び地区担当委員により現地確認の際にパトロールを実施しております。

評価の案としましては、両方とも良好であるというところになります。

こちらにつきまして、違反転用面積につきましては、これ全てですね、鵜原地先の●●●●の関連の土地になりまして、その他の違反転用に関しましては発生した時に指導して解消しているので、数字が上がってこないというふうな状況になっておりますので、この1.81は全て鵜原地先の面積というところになります。

以上が27年度の点検・評価でありまして、次に28年度の目標、その達成に向けた活動計画というところになります。

6の9ページをご覧ください。

28年4月からですね、制度が変わったと同時に様式も変わりまして、27年度と28年度とでは様式が変わっております。

では、まず1番の農業委員会の状況でございます。

まず、総農家数556戸、自給的農家数は内207戸、販売農家数が349戸、その内主業農家が46、準主業農家数が83、副業的農家数が220ということになります。

農業就業者数は全体で444人、内女性が199人、40代以下が26人ということになっております。

認定農業者は14経営体で、基本構想水準到達者こちらは16名、認定新規就農者3名、農業参入法人2経営ということになります。

集落営農につきましては、勝浦市にはございません。

次に耕地面積につきましては、田が805、畑が233、計で1,040、この耕地面積はですね、作付面積統計という統計資料がございまして、そこの数字でございます。

経営耕地面積につきましては、田んぼが430、畑が45、合わせて475、こちらは農林業センサスの数字となります。

遊休農地につきましては、田んぼ391、畑が206、合わせて597、農地台帳に載っている面積につきましては、田んぼが1,014、畑が442、合わせて1,456と、こちらで管理している台帳に載っている面積になります。

次に、農業委員会の現在の体制です。

農業委員数は、定数9名に対して実数9名、内認定農業者4名、認定農業者に準ずる者が2名、女性が1名、40代以下が1名、中立委員が1名、こちらについては実数が兼ねている方もいらっしゃるもので、偶然合計が合ってますけれども、基本的には合計が合うものではないです。

任期満了期間は平成31年の3月31日です。

農地利用最適化推進委員については、定数が11名に対して実数が11名、設定地区数については3ということになります。

次に6の10ページをご覧ください。

担い手への農地の利用集積・集約化についてです。

現状及び課題、28年4月の管内の農地面積につきましては、これは作付面積統計の数字を入れなさいということになりましたので、去年は農地台帳の面積を入れておりましたが、今回入っているのは1,040ヘクタールというふうになります。

集積面積につきましては、98.3ヘクタールの集積をしております。

集積率としましては、9.45パーセント、課題といたしまして、昨年同様です。圃場整備済みの集団化した農地が少なく、小規模な農地が点在し作業効率悪い、また、担い手も限られているという課題としております。

28年度の目標及び活動計画についてですが、目標数は集積面積118.4ヘクタール、これは合計になりますね。

内新規集積面積につきましては、6ヘクタールを目指します。

こちらに対しての目標設定の考え方でございますけれども、勝浦市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、これによりまして集積面積を算定しております。

新規集積面積につきましては、ワンスリー運動というものがございまして、農業委員1名、1名がですね、30アールずつ掘り起こしをするという運動がございまして。

これに合わせまして、農業委員、推進委員1人あたり30アール、20名おりますので2掛ける30ということで6ヘクタールという目標になっております。

次に活動計画ですけれども、農地中間管理機構と連携をいたしまして、また、経営基盤強化促進法による利用権の設定の強化を行うというところで、実質的な活動といたしましては賃貸借利用権設定の期間が終了した方に再設定をお願いしていくという活動計画となります。

次に新たな農業経営を営もうとする者の参入促進、新規参入です。

現状の新規参入の状況としまして、過去3年間の実数が載っております。

25年度は4経営体で1.79ヘクタールの新規参入がございました。

26年度につきましては2経営体で1.29ヘクタール、27年度、昨年度につきましては1経営体で0.65ヘクタールの新規参入となっております。

課題につきましては、農業従事者の高齢化、後継者不足、これによりまして農業を担う者が減少しております。

また、中山間地域のために小規模の兼業農家が多いというところでですね、新たな担い手の確保・育成を図る必要があるという課題としております。

28年度の目標といたしましては、市の担い手育成支援協議会と連携して、こちらの市の担い手協の目標数が、3経営体となっております。

連携して新規参入者の確保・育成を図っていくというところで、3経営体1.5ヘクタールを目標としております。

ちなみに1.5ヘクタールは下限面積が0.5ヘクタールでございますので、掛ける3経営体ということで、1.5ヘクタールというところになっております。

次に最後のページです。

6の11、遊休農地に関する措置になります。

現状につきましては、4月現在1,040ヘクタール、遊休農地は597ヘクタールでございます。

割合として57パーセントということになります。

半分以上、約6割が遊休農地というふうな扱いとなっております。

その課題といたしまして、やはり山間谷津田の生産性の低い農地を中心に、耕作放棄地が多く、有害鳥獣被害も多くなっていることから、耕作放棄地が増加しているというところになります。

解消に向けての目標数値でございますけれども、遊休農地面積の1パーセントを解消するというところで、6ヘクタールを面積としております。

それに対する活動計画ですが、利用状況調査、こちらについては調査員が、農業委員、推進委員、事務局職員の22名で、7月から10月に調査を実施、調査結果は11月から12月に取りまとめてシステムの方に反映するという形を予定しております。

その他、各農家への調査票配布と現地調査を実施する予定でございます。

利用意向調査、こちらについても法定の調査でございますが、実施時期については利用状況調査が終わり次第、12月から2月、取りまとめについては年度内という計画となっております。

最後に違反転用への適切な対応でございます。

現状については4月現在1,040ヘクタール、違反転用面積については減ってきてまして1.07ヘクタールとなります。

課題については特に記載しておりません。

活動計画については、リーフレットの配布、県との合同パトロール、定期的なパトロール、新たな発生を予防し、違反転用者に指導して是正を図っていくというところでございます。

内容の説明は以上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(高旨粧一会長) 只今、局長のほうから平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、そして平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の事細かな説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑はございませんでしょうか。

はい、末吉委員。

○2番(末吉光委員) 今、ここに2法人あるって書いてありますよね。

差し支えなかったら、規模とかそういうの、説明お願いします。

○議長(高旨粧一会長) 事務局、説明を求めます。

○事務局長(中村泰輔) 所有面積、耕作面積については資料がこちらにございませんので、法人名と圃場の大体の場所だけお伝えいたします。

まず一つがですね、●●●●と書いて上野地区を主にやっております。

もう一社が●●●●●●、こちらは農地については白木になります。

白木の農地を取得しております。

ただ、こちらがちょっと問題のある法人でして、経営者がまだ決まっておりませんので、今後指導していく対象というところになっております。

○2番(末吉光委員) 何も経営はやってないですか。

○事務局長(中村泰輔) そうですね。

実態自体がもう、家族経営だったんですけど、社長が亡くなられたということで。

○2番(末吉光委員) もう一つの方は。

○事務局長(中村泰輔) もう一つの●●●●というところは、母体がですね、●●●●●●●●と言って上植野なんですけど、老人福祉施設を運営している所が、別法人で農業生産法人を立ち上げて、その近辺と赤羽根の奥の方で一応耕作はちゃんとやっています。

○2番(末吉光委員) 稲作なんかやってるんですか。

○事務局長(中村泰輔) はい。

稲もやっていますし、野菜も作っております。

主に収穫物については、自身の関連企業の施設、●●でもやっているんですけど、そこに買い取ってもらってるといいますか、はい。

○2番(末吉光委員) ありがとうございます。

○議長(高旨粧一会長) 他にご質疑はございませんでしょうかしら。

はい、滝口委員。

○8番(滝口裕都委員) ありがとうございます。

28年度の計画について、ちょっと伺いたいんですけども、大きな3番の第2項、参入目標数3経営体と1.5ヘクタールということで、活動計画について詳細を伺いたいのですが、新規参入者の確保・育成を図る(通年)とありますが、これはどのような内容なのか教えていただければと思います。

○議長(高旨粧一会長) 事務局、説明を求めます。

○事務局長(中村泰輔) 本来であれば、積極的に活動すべきところなんですけど、実際に新規参入者にあてがう農地自体が確保されてないといえますか、いい圃場っていうのは皆さんがもう作ってますよね。



それで、条件の悪い圃場しかないっていうのが現状なんですけれども、実際に農業に興味のある方は委員会の窓口もそうですけれども、農林水産課の窓口にもいらっしゃる訳なので、また地元のどなたか委員さんにも相談をされたりという部分もありますので、そういった際には親切、丁寧に説明をして、なるべく興味を持ってもらって、できれば参入までいければっていうところでの窓口相談メインという形になるかと思えますけれども、こちらからどうですかっていう営業をするまではいかないというのが現状ですかね。

○8番(滝口裕都委員) ということは、農業委員としては特に関わらなくていいと、それとも共通の見解を皆さんが持って、それに対して目標達成に向けてやっていくっていう考えは無いということでしょうか。

○事務局長(中村泰輔) 農業委員会といたしましては、どちらかというとな新規参入者の確保というところよりかは、いわゆる担い手の育成っていう部分ですかね。

新規参入してきた方へのフォローも含めて、あと農家の後継さんに対してのやっぱりアプローチという部分も必要なのかもしれないですね。

○8番(滝口裕都委員) しかしながら、プラスアルファこの部分が無いとやっぱり勝浦の農業というのはどんどん衰退していくという事だと、私は素人ながら考えてしまうのですが。

やはりここは、積極的に対外に対してもアピールしていかないとまずいのかなというふうに思いました。

以上意見です。

○議長(高吉粧一会長) ありがとうございます。

他にご質疑、ご意見、はい、吉野委員。

○1番(吉野茂子委員) お尋ねします。

6の9のところで、農業就業者数の人数は何が基準になるんですか。

○議長(高吉粧一会長) 事務局、回答を求めます。

○事務局長(中村泰輔) こちらについては、農林業センサスという統計がございまして、その中で農業就業者というふうに答えている方が、444名いるっていう事になってますね。

公的なセンサスという統計なんですけど、そちらに基づいた数字になります。

○1番(吉野茂子委員) この農業者センサスってどうやって調べればわかるんですかね。

○事務局長(中村泰輔) 農林水産省のホームページ、パソコンであれば、農林水産省のホー

ムページに統計資料のそれぞれのものがありますので、それで調べる事もできますし、少しボリュームが多いので、こういった数字がどういうふうに乗っているかっていう事であれば、それを言うていただければ、その部分だけであればプリントアウトしてお渡しする事もできます。

○1番(吉野茂子委員) 勝浦で444ですね。

○事務局長(中村泰輔) 農業就業者ですね、従業者ってことですね、いわゆる。

○1番(吉野茂子委員) この女性の199は例えばその444の内ご夫婦とか、それも含めてですね。

○事務局長(中村泰輔) はい、そういう事です。

○1番(吉野茂子委員) ありがとうございます。

○議長(高旨粧一会長) 他にご意見、ご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高旨粧一会長) 質疑なしとの声がございました。

これを持ちまして質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長(高旨粧一会長) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

○議長(高旨粧一会長) 次に、日程第3、報告でございます。

報告第1号、転用事実確認証明書の発行について、事務局より報告を求めます。

中村事務局長。

○事務局長(中村泰輔) ご報告いたします。

この転用事実確認証明書につきましては、農地法第4条及び5条の規定による許可を受けた土地が、許可申請の転用計画に基づき目的どおり転用がなされている場合に発行される証明書で、土地の地目変更登記の申請手続きに使用されるものでございます。

証明の願出人は土地の所有者、又は許可時の転用事業者で、転用事実確認証明願に必要な書類を添付し事務局に提出をします。

事務局は、現地が転用計画どおりに転用が完了されているかどうかを確認いたしまして、転用事実確認証明書を発行し、願出人に交付をいたします。

このたびの5月定例会にご報告すべき当該証明書の願出件数は、1件です。

転用完了につき、転用事実確認証明書を発行いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(高旨粧一会長) 事務局の報告が終わりました。

次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様方からご発言等ございましたらばお願いをいたします。

○議長(高旨粧一会長) ご発言がないようですので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これを持ちまして、平成28年勝浦市農業委員会5月定例会を閉会させていただきます。

大変どうもご苦労さまでございました。

ありがとうございました。

(午後 2 時 3 5 分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 2 8 年 5 月 2 3 日

議 長(会 長)

---

署 名 委 員

---

署 名 委 員

---